

## 船舶事故調査報告書

平成29年7月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成28年4月17日 09時55分ごろ
発生場所	沖縄県恩納村真栄田岬北東方沖 前兼久港第1号灯標から真方位295° 1,020m付近 (概位 北緯26° 27.2′ 東経127° 46.8′)
事故の概要	ダイビング船帆乃夏は、シュノーケリングを終えて帰航中、旅客2人が負傷した。
事故調査の経過	平成28年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ダイビング船 帆乃夏、3.5トン ON3-580139（漁船登録番号）、個人所有 9.86m (Lr) × 3.06m × 1.04m、FRP ガソリン機関2基、220.60kW（合計）、平成22年6月 第296-24681号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年4月9日 免許証交付日 平成23年12月19日 (平成29年4月8日まで有効) 旅客A 女性 33歳
死傷者等	重傷 1人（旅客A）、軽傷 1人（旅客B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波向 北、波高 約1.5m 恩納村には、4月17日08時24分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続していた。
事故の経過	本船は、船長及び「乗組員兼インストラクタ」（以下「乗組員」という。）8人が乗り組み、平成28年4月17日09時50分ごろ、真栄田岬南東方沖でのシュノーケリングを終えた旅客26人を乗せ、恩納村真栄田漁港に向けて帰途についた。 本船は、船長が操舵装置の後方に立って操舵輪を握り、北方から風

	<p>が吹いて波が出てきたので約6ノットの対地速力とし、正船首方から波を受けるのを避けて北東進した。</p> <p>旅客は、舷縁に沿って甲板上に並んで座るなどの姿勢をとっていた。</p> <p>旅客Aは、前部甲板の右舷側の船首側から4人目で舷縁に手を掛けて右舷方に向き、しゃがんだ姿勢で右隣の船酔いをしている友人の背中をさすったりしていた。</p> <p>別の旅客（以下「旅客B」という。）は、前部甲板の右舷側の最も船首側で舷縁に背中を付けて足を前に出して座っていた。</p> <p>本船は、09時55分ごろ、変針予定場所で減速して左転中、波高約1.5mの波を正船首方から受けて乗り越え、船体が上下に動揺した際、旅客A及び旅客Bが浮き上がってでん部から甲板上に落下した。</p> <p>船長は、前部甲板の右舷側に座っていた旅客が同甲板で浮き上がって落ちたことを認めたものの、旅客から負傷等の申し出もなかったので異常がなかったものと思って航行を続け、10時10分ごろ真栄田漁港に入港し、波が高くなったのでその後に予定していた出航を中止した。</p> <p>旅客A及び旅客Bは、真栄田漁港からダイビングショップまで戻り、衝撃で受けた腰部の痛みが消えなかったので、車で病院に行き、旅客Aが腰椎の骨折、旅客Bが腰部及び左肩の打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>船長は、旅客A及び旅客Bがけがをしたことをダイビングショップから聞き、旅客A及び旅客Bが滞在しているホテルへ見舞いに行った。</p> <p>旅客A及び旅客Bは、旅客Bが海上保安庁に本事故の発生を通報した後、帰宅した。</p> <p>旅客A及び旅客Bは、帰宅後に受診した病院で旅客Aが第1腰椎チャンス骨折<sup>*1</sup>、旅客Bが腰椎椎間板損傷とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.50m、船尾約0.85mであった。</p> <p>船長は、約30年間、本事故現場付近の海域を航行していた。</p> <p>船長は、本事故当時、健康状態が良好であり、疲労も感じていなかった。</p> <p>船長は、ふだんから真栄田岬管理事務所、僚船及び真栄田岬に派遣したダイビングショップのスタッフ等から真栄田岬付近の海象情報を収集しており、本事故当日、本船が真栄田漁港を出港したとき、真栄田岬南西方沖では、ダイビング船が約4～5隻おり、海上が平穏であ</p>

\*1 「チャンス骨折」とは、シートベルト骨折ともいい、腰椎3番以下でみられる。腰椎の椎体から棘突起<sup>きよくとつき</sup>にかけて水平に横断する骨折をいう。

ると聞いていた。

本船は、本事故当時、旅客のうち6人が後部甲板で船横方向に並んで座り、ほかの20人が前部甲板の右舷側と左舷側に均等に分かれ、大半の者が同甲板の中央部に座っている乗組員と向き合うような体勢で舷縁に背中を付けて座っている状態であった。

本船は、本事故当時、旅客及び乗組員がシュノーケリング時に使用したそれぞれのマスク、フィン及び浮き輪（直径約1m）7個が前部甲板の中央部付近に置かれてあった。

船長は、本事故当時、旅客を本船の動揺の少ない前部甲板の中央部及び船尾部に着座するように周知しなかった。

（図1参照）

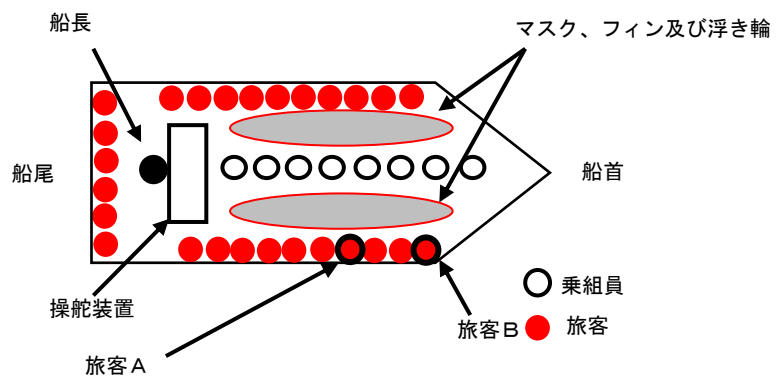


図1 船長等の口述に基づく着座状況概略図

旅客A及び旅客Bは、本事故時、ウェットスーツ及び救命胴衣を着用していた。

旅客Bは、甲板上に落下した後、前部甲板で横になった状態で痛みにより起き上がることができず、速度を落とすように叫んだものの、周囲の音にかき消されたかもしれないと思った。

船長は、海上保安庁が行う小型船舶の航行安全指導にボランティアとして協力する海上安全指導員であり、自らが本事故を生じさせたことに衝撃を受けて気持ちが落ち着かず、海上保安庁に通報することを失念していた。

旅客Bは、本事故後、船長から海上保安庁に関係ある仕事をしているので、通報しなくてもよい旨を言われたものの、通報がなされていないことを知り、自ら通報した。

船長は、本事故後、ダイビングショップが旅客A及び旅客B以外の旅客に電話で連絡してけがをしていないことを確認したと聞いた。

**分析**

乗組員等の関与

あり

船体・機関等の関与

なし

気象・海象等の関与

あり

判明した事項の解析

本船は、真栄田岬北東方沖を真栄田漁港に向けて波高約1.5mの

	<p>波がある状況で左転中、船長が旅客を本船の動揺の少ない前部甲板の中央部及び船尾部に着座するように周知しなかったことから、波を正船首方で受けて乗り越えた際、船体が上下に動揺し、前部甲板の右舷船首側に居た旅客A及び旅客Bが、浮き上がってでん部から甲板上に落下して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、帰航時、動揺することを予想していなかったことから、シュノーケリング時に旅客及び乗組員が使用したマスク、フィン及び浮き輪を前部甲板の中央部付近に置かせるとともに旅客に動揺の少ない場所への着座を周知しなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、真栄田岬北東方沖を真栄田漁港に向けて波高約1.5mの波がある状況で左転中、船長が旅客を本船の動揺の少ない前部甲板の中央部及び船尾部に着座するように周知しなかったため、波を正船首方で受けて乗り越えた際、船体が上下に動揺し、前部甲板の右舷船首側に居た旅客A及び旅客Bが、浮き上がってでん部から甲板上に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 波による衝撃を受ける可能性があるときは、荷物を整理し、旅客を甲板の中央部及び船尾部に誘導すること。</li> <li>・ 荒天が予想される場合は、出港を見合わせること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

